

## 小規模修繕契約希望者登録の申請受付について

長沼町が令和3・4年度に発注する小規模修繕の受注を希望する町内の事業者等を対象とした「小規模修繕契約希望者登録申請書」の受付を次ぎのとおり行います。

- 1 受付期間 令和3年2月1日（月）から令和3年2月26日（金）まで  
（注1）土曜・日曜・祝日の受付は行いません。  
（注2）受付時間は 8時30分～12時00分 13時00分～17時00分  
（注3）審査結果については後日通知します。
- 2 受付場所 長沼町役場 都市整備 土木係 Tel 0123-76-8022
- 3 対象となる契約 30万円未満の修繕で内容が軽易、かつ履行の確保が容易であるもの。
- 4 資格要件 登録対象は、次に掲げる要件を満たしている方とします。
  - (1) 長沼町内に主たる事業所を置く法人又は住所を有する個人の方。
  - (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない方でない方。
  - (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有する方。
  - (4) 町税を滞納していない方。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を役員、代理人、支配人又はその他の使用人として、使用していない方及び個人にあっては本人が暴力団員又は暴力団員を使用人として使用していない方。
  - (6) 長沼町建設工事等競争入札参加資格を得ていない方。
- 5 提出書類及び方法
  - (1) 提出書類 1部
    - ア 小規模修繕契約希望者登録申請書（別記様式第1号）
    - イ 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は代表者の身分証明書と住民票
    - ウ 資格、許可等が必要な業種を希望する場合は技術者資格等が必要ですので、その資格証等の写しを申請書に添付してください。
    - エ 町税に係る直前1年分の納税証明書
    - オ 誓約書
    - カ 切手を貼った返信用封筒
  - (2) 提出方法
    - ア 持参提出のみとします。（郵送不可）
- 6 その他 申請書は都市整備課土木係で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。詳しくは「小規模修繕契約希望者の登録を申請される方へ」をお読み下さい。